

法務省矯少第153号
平成27年5月27日

矯正管区長 殿
少年院長 殿
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）
少年鑑別所長 殿（参考送付）
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小川新二
（公印省略）

在院者の懲戒に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、在院者の懲戒に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第23号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成27年6月1日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 反則調査の告知等（訓令第3条関係）
 - (1) 訓令第3条第2項の告知は、統括専門官以上の官職を占める職員に行わせて差し支えないこと。
 - (2) 反則調査を行っている期間においても、反則調査対象者に対し、その者の個人別矯正教育計画に沿って、適切な矯正教育を行うこと。
- 2 接触制限措置（訓令第5条関係）

訓令第5条第1項の告知は、統括専門官以上の官職を占める職員に行わせて差し支えないこと。
- 3 懲戒の決定までの期間（訓令第6条関係）

一人の反則調査対象者について複数の反則行為の疑いがある場合には、できる限り、反則調査を並行して行うこととし、反則調査の期間が合理的に必要な期間を超えて長期に及ぶことのないよう、懲戒の原因となる事実の内容、件数等を勘案しつつ、適切な時期に懲戒を決定するよう留意すること。
- 4 反則調査の報告（訓令第7条関係）
 - (1) 訓令別記様式第2号には反則調査対象者の供述を、訓令別記様式第3号には参考人である在院者の供述を、それぞれ録取すること。

- (2) 反則行為の疑いに係る事実関係が簡潔であり、かつ、反則調査対象者が事実を認めている場合における訓令第7条に定める資料の準備に当たっては、次の方法によることとして差し支えないこと。
 - ア 反則調査対象者に対し、反則行為の日時、場所、動機、反省の程度その他所要の事項を記載した書面を提出させること。
 - イ 訓令別記様式第2号について、所要の事項をあらかじめ不動文字で記載し、簡便にこれを作成できるようにしたもの（下記（3）において「簡易訓令別記様式第2号」という。）を使用すること。
- (3) 少年院の長は、上記（2）のア又はイに掲げる方法による場合は、当該方法によることができる反則行為の事犯名等の条件、簡易訓令別記様式第2号の事前記載欄等をあらかじめ定めておくこと。
- 5 懲戒を行わない旨の告知（訓令第8条関係）

訓令第8条第1項の告知は統括専門官以上の官職を占める職員に、同条第2項の指導は専門官以上の官職を占める職員に、それぞれ行わせて差し支えないこと。
- 6 処遇審査会の開催通知書（訓令第9条関係）

処遇審査会の開催通知書中の懲戒の原因となる事実の欄は、できるだけ平易な言葉で記述すること。
- 7 補佐人（訓令第10条関係）
 - (1) 補佐人は、原則として、反則調査対象者に行っている職業指導、教科指導、体育指導等に直接従事していない職員の中から指名すること。
 - (2) 補佐人は、訓令第10条第1号の事情聴取は反則調査対象者が自己の主張を補佐人に伝えるための重要な機会であることに鑑み、その機会を設けなければならないこと。
 - (3) 補佐人は、反則調査対象者が、処遇審査会への出頭、弁明書の提出又は補佐人による弁明の録取のいずれの方法による弁明もしない場合には、弁明録取書の弁明の要旨欄にその旨を記載し、処遇審査会に提出すること。
- 8 懲戒の決定の告知（訓令第12条関係）

訓令第12条第1項の告知は統括専門官以上の官職を占める職員に、同条第2項において準用する訓令第8条第2項の指導は専門官以上の官職を占める職員に、それぞれ行わせて差し支えないこと。
- 9 懲戒の実施

謹慎の実施を延期中に新たな反則行為について謹慎させる決定をしたことなどにより、実施すべき複数の謹慎がある場合において、その期間が通算して20日を超えるときは、この日数を超えて謹慎を連続して実施しないこと。
- 10 謹慎期間中の矯正教育計画表（訓令第13条関係）

謹慎期間中の矯正教育計画表の作成に当たっては、処遇審査会の議を経ること。